

福祉環境委員会

令和3年9月10日(金)
10時00分～ 時 分
全員協議会室

【委員】柳楽委員長、村武副委員長

沖田委員、小川委員、岡本委員、佐々木委員、田畑委員、澁谷委員

【議長・委員外議員】

【福祉環境委員会 所管管理職】

砂川副市長

[健康福祉部]猪木迫健康福祉部長、久保健康福祉部参事、藤井地域福祉課長、
板本健康医療対策課長、湯浅健康医療対策課副参事、
龍河子育て支援課長

[市民生活部]森脇市民生活部長、井上環境課長

[金城支所]篠原支所長、佐々尾市民福祉課長

[上下水道部]有福上下水道部長、谷口工務課長、大上下水道課長

[都市建設部]倉本維持管理課長

【事務局】中谷書記

議題

1 請願等の意見陳述

- (1) 陳情第215号 地域包括支援センターの民間委託の見直しを求める陳情について
- (2) 陳情第216号 病児・病後児保育の指定管理について改善を求める陳情について
- (3) 陳情第232号 はまだ市民一日議会での発言内容に関する事実確認を求める陳情について
- (4) 陳情第233号 コロナ後のケアの推進状況の報告を求める陳情について
- (5) 陳情第234号 市長に病児・病後児保育の補助金の取扱いについて確認を求める陳情について
- (6) 陳情第236号 土壌の調査を求める陳情について

2 請願第23号 加齢性難聴者の補聴器購入費助成制度の創設及び意見書の提出について【216件署名あり】

3 陳情審査

- (1) 陳情第215号 地域包括支援センターの民間委託の見直しを求める陳情について
- (2) 陳情第216号 病児・病後児保育の指定管理について改善を求める陳情について

裏面あり

- (3) 陳情第 232 号 はまだ市民一日議会での発言内容に関する事実確認を求める陳情について
 - (4) 陳情第 233 号 コロナ後のケアの推進状況の報告を求める陳情について
 - (5) 陳情第 234 号 市長に病児・病後児保育の補助金の取扱いについて確認を求める陳情について
 - (6) 陳情第 236 号 土壌の調査を求める陳情について
- 4 議案第 67 号 浜田市金城高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例について
- 5 所管事務調査
- (1) 市道の草刈りについて 【維持管理課】
 - (2) 健康寿命延伸に向けての取組について 【健康医療対策課】
 - (3) 介護予防・日常生活支援総合事業について 【健康医療対策課】
- 6 執行部報告事項
- (1) 新型コロナウイルス感染症関連の状況について 【健康医療対策課】
 - (2) 新型コロナウイルスワクチンの接種状況について 【新型コロナウイルスワクチン対策室】
 - (3) 金城地域断水防止対策について 【工務課】
 - (4) 基幹管路の更新及び耐震化の状況について 【工務課】
 - (5) 台風 9 号および 8 月大雨による上水道施設の被害状況について 【工務課】
 - (6) 台風 9 号による下水道施設の被害状況について 【下水道課】
 - (7) その他
(配布物)
 - ・ 浜田市人口状況 (R3.5 月末～R3.7 月末) 【総合窓口課】
- 7 その他
- 8 はまだ市民一日議会での発言内容の今後の取扱いについて 【福祉環境委員会分】
(委員間で協議)
- 9 取組課題「子育て支援について」 (委員間で協議)

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
23	加齢性難聴者の補聴器購入 費助成制度の創設及び意見 書の提出について	全日本年金者組合島根県本部 石見支部 支部長 深野 政勝	西村 健 小川 稔宏	R3. 8. 18
付託委員会		審査経過（委員会）	審査経過（本会議）	結果 年月日
福祉環境委員会				
<p>【請願の趣旨】</p> <p>高齢社会の到来により、高齢者が多方面にわたり活躍する時代を迎えていますが、それにあわせ、加齢による中・軽度の難聴者も増加傾向にあり、補聴器を必要とする高齢者も増えています。わが国における難聴者約1,430万人（推計値、2018年、一般社会法人日本補聴器工業会調べ）に対し補聴器所有者は約210万人（所有率14.4%）と、ヨーロッパ先進国（37%～48%）に比べ極端に低い所有率となっています。</p> <p>補聴器購入に対する国の助成制度としては現在、障がい者手帳を取得している人を対象とした医療補助制度があるのみであり、中・軽度の加齢性難聴者を対象とした補助制度はありません。また、補聴器の価格も1台あたり5～50万円と高額なため、低年金・無年金の高齢者の多くは、購入したくてもできないのが現実です。</p> <p>近年、聞こえにくいことがうつ病や認知症の危険因子になることや、早期発見が難聴の進行を遅らせることも明らかになっています。今後、高齢者による補聴器の所有・使用が広がれば、高齢者と地域とのつながりを強化し、高齢者の孤立を防止することとなり、健康寿命の延伸や医療費の抑制にも寄与するものと考えます。</p> <p>以上の趣旨により、下記事項について請願します。</p> <p>【請願事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 浜田市に中・軽度加齢性難聴者の補聴器購入費助成制度を創設してください。 2. 地方自治法第99条の規定に基づき、国に対し、加齢性難聴者補聴器購入に公的助成制度の創設を求める意見書を提出してください。 				

2021年 8月 18日

浜田市議会議長
川神 裕司 様

請願者 全日本年金者組合島根県本部石見支部
住 所 江津市二宮町神主イ742番地
代表者 支部長 深野 政勝

(連絡先)

浜田市熱田町887番地5

副支部長 渡辺 健人

紹介議員

西村 健
いしづか 宏

加齢性難聴者の補聴器購入費助成制度の創設を求める請願

【請願の趣旨】

高齢社会の到来に伴い、高齢者が多方面にわたり活躍する時代を迎えていますが、それにあわせ、加齢による中・軽度の難聴者も増加傾向にあり、補聴器を必要とする高齢者も増えています。

わが国における難聴者約 1,430 万人（推計値、2018 年、一般社会法人日本補聴器工業会調べ）に対し補聴器所有者は約 210 万人（所有率 14.4%）と、ヨーロッパ先進国（37%～48%）に比べ極端に低い所有率となっています。

補聴器購入に対する国の助成制度としては現在、障がい者手帳を取得している人を対象とした医療補助制度があるのみであり、中・軽度の加齢性難聴者を対象とした補助制度はありません。また、補聴器の価格も 1 台あたり 5～50 万円と高額なため、低年金・無年金の高齢者の多くは、購入したくてもできないのが現実です。

近年、聞こえにくいことがうつ病や認知症の危険因子になることや、早期発見が難聴の進行を遅らせることも明らかになっています。今後、高齢者による補聴器の所有・使用が広がれば、高齢者と地域とのつながりを強化し、高齢者の孤立を防止することとなり、健康寿命の延伸や医療費の抑制にも寄与するものと考えます。

以上の趣旨により、下記事項について請願します。

【請願事項】

1. 浜田市に中・軽度加齢性難聴者の補聴器購入費助成制度を創設してください。
2. 地方自治法第 99 条の規定に基づき、国に対し加齢性難聴者補聴器購入に公的助成制度の創設を求める意見書を提出してください。



加齢性難聴者の補聴器購入費助成制度の創設を求める意見書（案）

高齢社会の到来により、高齢者が多方面で活躍する時代を迎え、加齢による中・軽度の難聴者も増加傾向にあり、必然的に補聴器を必要とする高齢者も増えています。

わが国における難聴者約 1,430 万人（推計値、2018 年、一般社会法人日本補聴器工業会調べ）に対し補聴器所有者は約 210 万人（所有率 14.4%）と、ヨーロッパ先進国（37%～48%）に比べ極端に低い所有率となっています。

補聴器購入に対する国の助成制度としては現在、障がい者手帳を取得している人を対象とした医療補助制度があるのみであり、中・軽度の加齢性難聴者を対象とした補助制度はありません。また、補聴器の価格も 1 台あたり 5～50 万円と高額なため、低年金・無年金の高齢者の多くは、購入したくてもできないのが現実です。

近年、聞こえにくいことがうつ病や認知症の危険因子になることや、早期発見が難聴の進行を遅らせることも明らかになっています。今後、高齢者による補聴器の所有・使用が広がれば、高齢者と地域とのつながりを強化し、高齢者の孤立を防止することとなり、健康寿命の延伸や医療費の抑制にも寄与するものと考えます。

以上の趣旨により、地方自治法第 99 条の規定に基づき、加齢性難聴者の補聴器購入費助成制度の創設を求める意見書を提出します。

令和3年 月 日

浜 田 市 議 会

内閣総理大臣 宛

厚生労働大臣 宛

陳情番号	215
付託先委員会	福祉環境委員会
審査結果	

2021/08/18

浜田市議会議員 様

陳情

地域包括支援センターの民間委託の見直しについて

現在、執行部案では、来年度より社会福祉法人浜田社会福祉協議会に、「地域包括支援センター」を全面的に委託するよう計画している。

しかし、一日市民議会でも指摘があったように、直営の現時点でも、「地域包括支援センター」は国が求めている本来の機能を満たしていない。運営においても、本庁以外の支所においてはサブセンターとの位置づけで、そもそも「地域包括支援センター」機能の一部しか担っていない状況である。このように浜田市は直営でも十分な「地域包括支援センター」を運営出来ていない。それにもかかわらず、この段階ですべてを民間委託するというのは、市としても責任を放棄していると言わざるを得ない。

市がおこなうべき優先事項は、国が求めている「地域包括支援センター」の本来の機能を支所を含め、十二分に直営で機能させ、十分な市民サービスを提供することにある。

委託の検討は、直営ですっかりとして事業実績を示した上で、行うべきではないか？

仮に100歩譲り、委託をおこなうとしても、益田市が行っていたように、本庁には直営の「地域包括支援センター」を残し、各支所のサブセンターのみを委託するといった段階的な委託が現実的ではないか？

最後に委託先の問題である。松江市や出雲市、益田市など県下の主な市では、民間委託の場合、複数の法人に委託している事実がある。そのメリットは、競争原理が働き、サービスの質の向上が見込める点がある。一方、浜田市の計画では、浜田社会福祉協議会のみで委託する計画である。

この浜田社会福祉協議会は、介護事業すら適切に運営できない法人である。金城ではデイサービスが赤字を理由に突如廃止になった。三隅では、ケアマネジャーが全員退職し、居宅介護支援事業所が突如廃止となった。弥栄では、介護サービスは未実施。さらに古くは、野原の社協本部のケアマネジャーが不正を行い、資格剥奪、新規利用者受け入れ制限等の市内で唯一行政処分を受けている。このように浜田社会福祉協議会は、様々な問題を抱え、その都度利用者や関係機関に幾度も迷惑をかけており、介護サービスにおいては、いわゆる地域の「お荷物」でしかない。

このように通常の介護サービスも十分に提供出来ない組織が、地域の介護サービスの中核を担う「地域包括支援センター」にふさわしくないことは明白である。

以上のことより「地域包括支援センター」の民間委託は、現時点では白紙撤回すべきと訴える。

浜田市弥栄町木都賀イ811-11

宥田 康夫



発言希望



陳情番号	216
付託先委員会	福祉環境委員会
審査結果	

2021/08/18

浜田市議会議長 様

陳情

病児・病後児保育の指定管理について改善を求める

現在、浜田市のホームページにて募集されている「病児・病後児保育」の指定管理について概要を確認した。いくつかの問題点があり、改善を要望する。

1. 病児・病後児保育室の設計ミスの問題、早急に再設計、改修工事を行うべき

公開されている設計図では、致命的な設計ミスがある。近年新たに開設する病児・病後児保育室の設計では、新型コロナやRSなどからの二次感染を最大限防ぐ意味から、設計に際し、保育室1と保育室2の利用児童や職員の導線が交わらないよう、玄関、手洗い、トイレ、布団やシーツ、おもちゃなどの収納を完全に分けて設計することが基本となっている。しかしこのたび浜田市の公開している設計では、玄関、トイレ、洗面所、廊下、職員用トイレ、収納これらすべてが共用となっている。このような設計では、例えばRSの児童一名を受け入れたら、他の疾患の児童は一切受け入れられない自体が容易に想定出来る。つまり隔離室を設けた意味が無くなってしまふということである。

事業が始まってからでは、改修するにも支障が大きくなると考えられるので、現在進行中の工事をやり直してでも、再設計し、使い勝手の良い施設を作って欲しい。多少の予算オーバーがあったとしても、長期的にみれば、利用し易い施設を作ることの方が、費用対効果が高いと考える。

2. 協力医の選任の責任所在について

現在の指定管理の概要では、病児保育事業の要である「協力医」の選任は、指定管理事業者が行うこととなっている。これでは行政が無責任過ぎるのではないのか？浜田市がなかなか病児保育を再開できないことの理由に「協力医」が見つからない事をあげていた。一方病児・病後児保育の実施主体はあくまで、市区町村と定められている。であるから、益田市のように民間委託するとしても、少なくとも「協力医」については市の責任において選任するべきではないだろうか？

3. 給食の実施（市の責任）について

現在の指定管理の概要では、給食は、指定管理事業者が任意で行うこととなっている。これでは行政が無責任過ぎるのではないのか？保育者にとって、病児保育を利用する際、朝一度、病院受診をしてその後、病児保育室に子供を送る時間が必要となる。その後に仕事に向かうという流れである。このようにタイトな時間に普段作らない弁当（しかも病児食）を作るなど不可能に近い。実際、先の病児保育委託先齋藤医院が給食を辞めた際、持ってこられた弁当はコンビニ弁当であったり、レトルトのお粥であったりと病児らには辛いものであった。給食を必ず実施させ、その対応を市が、医療センターや保育所などと契約を交わし、フォローする体制が必要と考える。

浜田市弥栄町木部賀イ811-11

有田 康夫



発着希望



陳情番号	232
付託先委員会	福祉環境委員会
審査結果	

浜田市議会議長 様 陳情 (発言希望) 2021年8月18日

件名：はまだ市民一日議会での発言内容に関する事実確認を求める

陳情について

趣旨 (願意・理由) :

はまだ市民一日議会の 17 人目の総合事業について 議長を含め健康医療対策課へ確認し、その市民に、又は、はまだ市民一日議会の報告等をはっきりしてほしい。

総合事業のBCDについて、市民発表者は「浜田市はすべてやっていない。計画さえもない。」と発言。

議員が「そのようなことは承知していない。広域の監査もやっているがそのようなことは承知していない。」というような発言をし、あたかも市民が間違っているような印象を与えた。

その後、議員は市民との話し合いに応じなかったと聞いている。

個人的に、広域と健康医療対策課に確認したが議会、議長も、確認するとか、話し合いの仲介をすとかしたほうが良いのではないか？

YouTubeにもFBにも出ているので、市民の注目の的となっている。

はまだ市民一日議会の 17 人目の総合事業について 議長を含め健康医療対策課へ確認し、その市民に、又は、はまだ市民一日議会の報告等ではっきりすべきではないか？

浜田市日脚町 184-1

森谷公昭



陳情番号	233
付託先委員会	福祉環境委員会
審査結果	

浜田市議会議長 様 陳情 (発言希望) 2021年8月18日

件名：コロナ後のケアの推進状況の報告を求める陳情について

趣旨 (願意・理由) :

コロナ後のケアの推進状況を報告するようお願いします

陳情でコロナ後のケア (自殺の可能性、いじめの可能性) についてお願いしたが、コロナは激増したのに、ケアについて何の報告もない。

県がやれば良いという考えなのか？

浜田市はできることはないのか？

島根県のコロナ死者の2名のうち1名は浜田市の方だ。

益田のカラオケで感染し、若くして亡くなられた。

感染者で市外県外へ出ていった人、又は、自殺等された人がいるなら、きちんと把握し、原因がコロナいじめ等ならケアができるよう、今後そのようなことがないよう対策をとることを検討して欲しい。

できないできない。

県が情報をくれない。

このようにできない理由を考えては何も始まりません。

上記について執行部へ働きかけてください。

浜田市日脚町 184-1

森谷公昭



陳情番号	234
付託先委員会	福祉環境委員会
審査結果	

浜田市議会議長 様 陳情 (発言希望) 2021年8月18日

件名：市長に病児・病後児保育の補助金の取扱いについて確認を求める陳情について

趣旨（願意・理由）：

病児病後児保育の要項に基づく補助金について、二転三転した挙句、浜田市は「100%潔白で問題ない。補助金返還の必要はない。」と結論づけた。

しかし、昨今新聞紙上で裁判が始まったと報道があった。

浜田市は本当に潔白なのか？

裁判上問題が発覚することはないのか？

今一度、久保田市長に確認してほしい。

上記について執行部へ働きかけてください。

浜田市日脚町 184-1

森谷公昭



陳情番号	236
付託先委員会	福祉環境委員会
審査結果	

浜田市議会議長 様 陳情 (発言希望) 2021年8月18日

件名：土壌の調査を求める陳情について

趣旨 (願意・理由) :

旧浜田カントリーからトライアルへ抜ける周布 53 号線上の鰐石大橋の太陽光側、こ
 んどう歯科医院横、太陽オート裏は三郡変成岩 (pH3 の土地) がむき出しになり、そ
 の部分は草も生えていない。

グレーチング腐食があり、維持管理課が取り換えて保管してある。

これで大丈夫なのか調査してほしい。

上記について執行部へ働きかけてください。

浜田市日脚町 184-1

森谷公昭



**令和 3 年 9 月浜田市議会定例会議
条例議案新旧対照表**

（福祉環境委員会）

新旧対照表の見方

1 最上部に一部改正する条例の名称及び条例番号を表記しています。

2 新旧対照表の表記は、次のとおりです。

- (1) 左欄の「現行」が改正前、右欄の「改正後（案）」が改正後の内容
- (2) 改正のある条のみ表記
- (3) 改正のある条の中の改正のない項及び号は「〔略〕」で表記
- (4) 変更のある箇所を下線で表記

〔新旧対照表例〕

浜田市●●●条例（平成●●年浜田市条例第●●号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
(見出し) 第●条 市長は、○○○○○○○○、●●●●とする。 2 〔略〕	(見出し) 第●条 市長は、○○○○○○○○、 <u>▲▲▲▲</u> とする。 2 〔略〕

目 次

議案第67号	浜田市金城高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例について	…	1ページ
--------	----------------------------------	---	------

現行	改正後（案）
<p>（目的及び設置）</p> <p>第 1 条 入所及び通所を通し在宅の高齢者等の自主的生活の助長、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持向上を図るとともに、その家族の身体的及び精神的な労苦の軽減を図り、もって地域社会福祉の向上に資するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、浜田市金城高齢者生活福祉センター（以下「高齢者生活福祉センター」という。）を浜田市金城町下来原 1541 番地 20 に設置する。</p> <p>（部門）</p> <p>第 2 条 高齢者生活福祉センターに次の部門を設ける。</p> <p>(1) デイサービス部門</p> <p>(2) 居住部門</p> <p>(3) 短期入所部門</p> <p>(4) 交流部門</p> <p>（事業）</p> <p>第 3 条 高齢者生活福祉センターは、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) デイサービス部門で行う事業</p> <hr/> <p>ア 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「保険法」という。）第 8 条第 17 項に規定する地域密着型通所介護及び保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号口に規定する第 1 号通所事業</p> <p>イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「支援法」という。）第 5 条第 7 項に規定する生活介護</p> <p>(2) 居住部門で行う事業</p>	<p>（目的及び設置）</p> <p>第 1 条 _____在宅の高齢者等の自主的生活の助長、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持向上を図るとともに、その家族の身体的及び精神的な労苦の軽減を図り、もって地域社会福祉の向上に資するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、浜田市金城高齢者生活福祉センター（以下「高齢者生活福祉センター」という。）を浜田市金城町下来原 1541 番地 20 に設置する。</p> <p>〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>（事業）</p> <p>第 2 条 高齢者生活福祉センターは、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) デイサービス事業 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 第 1 項第 1 号口に規定する第 1 号通所事業</p> <p>〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>(2) 居住事業</p>

現行	改正後（案）
<p>ア・イ 〔略〕</p> <p>(3) 短期入所部門で行う事業</p> <p>ア 保険法第8条第9項に規定する短期入所生活介護及び保険法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護</p> <p>イ 支援法第5条第8項に規定する短期入所</p> <p>ウ 生活管理指導短期宿泊事業による入所者への生活指導、健康チェック、定期的な見守り、食事の提供等</p> <p>(4) 交流部門で行う事業</p> <p>ア～エ 〔略〕</p> <p>(5) 〔略〕</p> <p>（管理）</p> <p>第4条 〔略〕</p> <p>（指定管理者が行う業務）</p> <p>第5条 〔略〕</p> <p>第6条 〔略〕</p> <p>（開館時間）</p> <p>第7条 〔略〕</p> <p>（休館日）</p> <p>第8条 〔略〕</p> <p>（利用時間）</p> <p>第9条 高齢者生活福祉センターの利用時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。</p> <p>(1) デイサービス部門 午前9時30分から午後4時まで</p> <p>(2) 居住部門</p> <p>ア・イ 〔略〕</p>	<p>ア・イ 〔略〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>(3) 交流事業</p> <p>ア～エ 〔略〕</p> <p>(4) 〔略〕</p> <p>（管理）</p> <p>第3条 〔略〕</p> <p>（指定管理者が行う業務）</p> <p>第4条 〔略〕</p> <p>第5条 〔略〕</p> <p>（開館時間）</p> <p>第6条 〔略〕</p> <p>（休館日）</p> <p>第7条 〔略〕</p> <p>（利用時間）</p> <p>第8条 高齢者生活福祉センターの利用時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。</p> <p>(1) デイサービス事業 午前10時から午後2時まで</p> <p>(2) 居住事業</p> <p>ア・イ 〔略〕</p>

現行	改正後（案）
<p>(3) 短期入所部門</p> <p>ア 入所者 終日</p> <p>イ 入所者への訪問 午前8時30分から午後8時まで</p> <p>(4) 交流部門 午前8時30分から午後5時まで (利用対象者)</p> <p>第10条 高齢者生活福祉センターの利用対象者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) デイサービス部門の利用対象者</p> <p>ア 保険法第7条第3項に規定する要介護者又は保険法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等</p> <p>イ 支援法第21条に規定する障害支援区分の認定を受けた者</p> <p>(2) 居住部門の利用対象者</p> <p>ア [略]</p> <p>イ アに該当する者及びその配偶者で両者共に居住サービスを希望するもの</p> <p>(3) 短期入所部門の利用対象者</p> <p>ア 保険法第7条第3項に規定する要介護者又は同条第4項に規定する要支援者</p> <p>イ 支援法第21条に規定する障害支援区分の認定を受けた者</p> <p>ウ 65歳以上の者（アに該当する者を除く。）で、生活習慣等の指導及び体調調整等が必要と認められるもの</p> <p>(4) 交流部門の利用対象者</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>(5) [略] (利用許可)</p> <p>第11条 [略]</p>	<p>[削る]</p> <p>[削る]</p> <p>[削る]</p> <p>(3) 交流事業 午前8時30分から午後5時まで (利用対象者)</p> <p>第9条 高齢者生活福祉センターの利用対象者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) デイサービス事業 介護保険法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等</p> <p>[削る]</p> <p>[削る]</p> <p>(2) 居住事業</p> <p>ア [略]</p> <p>イ アに該当する者及びその配偶者で両者共に居住事業の利用を希望するもの</p> <p>[削る]</p> <p>[削る]</p> <p>[削る]</p> <p>[削る]</p> <p>(3) 交流事業</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>(4) [略] (利用許可)</p> <p>第10条 [略]</p>

現行	改正後（案）
<p>2・3 〔略〕</p> <p>4 保険法第 41 条第 1 項に規定する要介護被保険者及び保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号に規定する居宅要支援被保険者等は、第 1 項の許可を受けたものとみなす。</p> <p>（利用の制限）</p> <p>第 12 条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>（特別設備等の制限）</p> <p>第 13 条 〔略〕</p> <p>（目的外利用等の禁止）</p> <p>第 14 条 〔略〕</p> <p>（利用料金）</p> <p>第 15 条 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>（利用料金の収入）</p> <p>第 16 条 〔略〕</p> <p>（利用料金の減免）</p> <p>第 17 条 〔略〕</p> <p>（利用料金の不還付）</p> <p>第 18 条 〔略〕</p> <p>（原状回復の義務）</p> <p>第 19 条 〔略〕</p> <p>（損害賠償等の義務）</p> <p>第 20 条 〔略〕</p> <p>（委任）</p> <p>第 21 条 〔略〕</p>	<p>2・3 〔略〕</p> <p>4 介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号に規定する居宅要支援被保険者等は、第 1 項の許可を受けたものとみなす。</p> <p>（利用の制限）</p> <p>第 11 条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>（特別設備等の制限）</p> <p>第 12 条 〔略〕</p> <p>（目的外利用等の禁止）</p> <p>第 13 条 〔略〕</p> <p>（利用料金）</p> <p>第 14 条 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>（利用料金の収入）</p> <p>第 15 条 〔略〕</p> <p>（利用料金の減免）</p> <p>第 16 条 〔略〕</p> <p>（利用料金の不還付）</p> <p>第 17 条 〔略〕</p> <p>（原状回復の義務）</p> <p>第 18 条 〔略〕</p> <p>（損害賠償等の義務）</p> <p>第 19 条 〔略〕</p> <p>（委任）</p> <p>第 20 条 〔略〕</p>

現行

別表第2（第15条関係）

高齢者生活福祉センターで行う事業の利用料金

事業	区分	利用料金	備考
デイサービス	条例第3条第1号	ア <u>保険法第42条の2第2項第2号</u> の規定により厚生労働大臣が定める基準の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額	
		イ <u>支援法附則第5条第1項の規定</u> により厚生労働大臣が定める基準の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額	
居住	条例第3条第2号	1月当たり 10,000円	1 月の中途において入退居した場合は、1月当たりの利用料金の額に当該月の実利用日数（入退居日を含む。）を乗じて得た額を、当該月の実日数で除して得た額（100円未満切捨）

改正後（案）

別表第2（第15条関係）

高齢者生活福祉センターで行う事業の利用料金

事業	利用料金
デイサービス事業	<u>介護保険法第115条の45の3第2項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額</u>
居住事業	<p><u>1月当たり1万円。ただし、次に該当するときは、それぞれに定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>夫婦で利用した場合 当該夫婦のいずれか一方について5,000円（当該夫婦で利用した期間に限る。）</u></p> <p>(2) <u>月の中途において利用を開始し、又は中止した場合 1月当たりの利用料金の額に当該月の実利用日数（当該利用を開始し、又は中止した日を含む。）を乗じて得た額を、当該月の実日数で除して得た額（100円未満切捨）</u></p>
交流事業	無料
その他	無料

現行				改正後（案）
				て)とする。 2 夫婦で入居した場合は、当該入居期間に限り、一方を半額とする。
短期 入所	条例 第 3 条第 3 号	ア	保険法第 41 条第 4 項の規定により厚生労働大臣が定める基準の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額	
		イ	支援法第 19 条の規定により厚生労働大臣が定める基準の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額	
		ウ	市長が別に定める額	
交流	条例 第 3 条第 4 号		無料	
その他	条例 第 3		無料	

現行				改正後（案）	
	条第5号				

市道の草刈りについて

①住民による草刈りができなくなり、業者に委託している地区の件数（5年間）

三隅地域 2地区（平成29年度）

②今後、住民が担うことが困難になった場合の対応策

家がない区間など、地域で担うことが困難になった場合、市での対応も検討する必要はあると考える。

現在、有志の方が組織を作り町内の草刈りを行われている地域もあり、そのような組織の力もお借りしたい。

③市がやるべきではとの意見に対する、市の考え方

地域の環境美化につながるものであり、今後も地域の協力をいただきたい。

④全て市が行った場合に要する予算額見込み

現在、報償費をお支払いしている道路延長・・・約800km

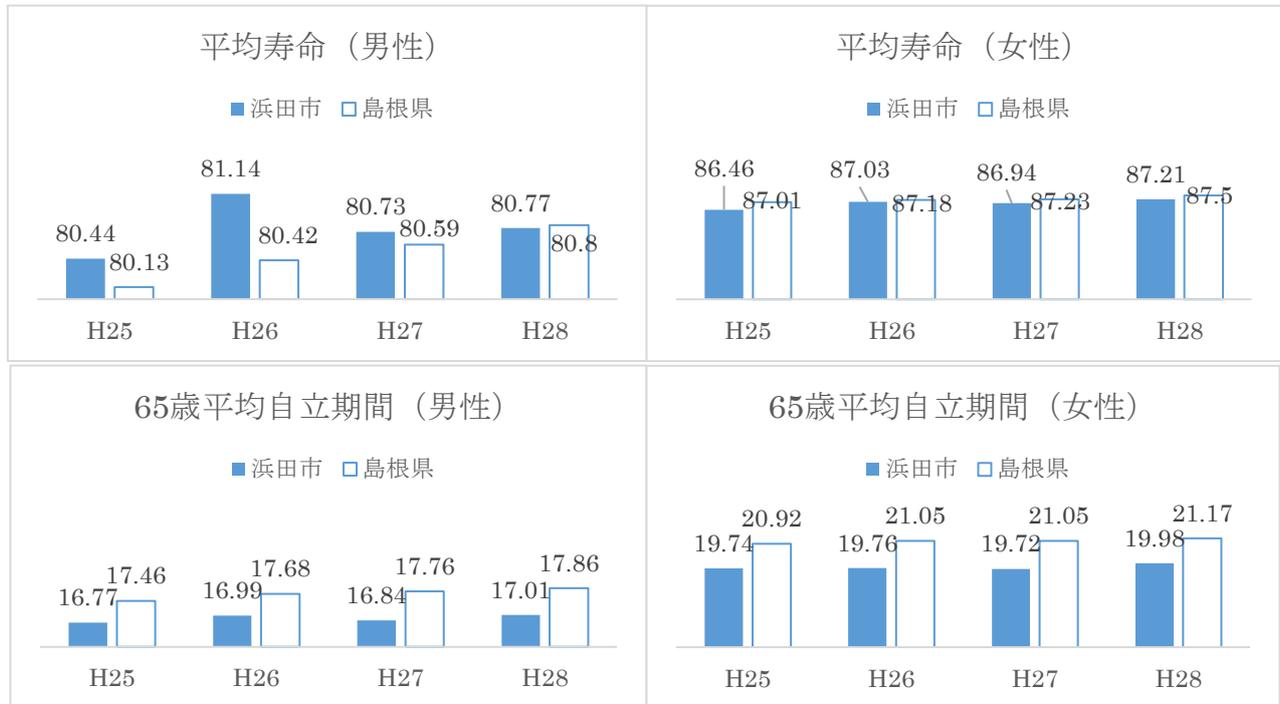
市道に関して業者委託した場合の平均単価・・・約220円/m

$$800,000\text{m} \times 220\text{円} = \underline{\underline{176,000\text{千円}}}$$

健康寿命延伸に向けての取り組みについて

1 平均寿命・健康寿命（65歳平均自立期間）の推移

各年を中間とした5年の平均 単位：年



2 平均寿命・健康寿命（65歳平均自立期間）の短い理由について

(1) 除去すると平均寿命が延びる疾患（平成28年を中間とした5年平均）

男性：1位心疾患 2位呼吸器疾患 3位肺がん 4位自死 5位脳血管疾患
 女性：1位心疾患 2位呼吸器疾患 3位脳血管疾患 4位胃がん・乳がん

(2) 健康寿命を引き下げている原因について（平成29・30年度介護保険新規申請）

- ・浜田市の介護保険認定の特徴として、要介護3以上の出現率は全国平均とかわらないが、「要介護2」が多い。要支援1は少なめ。
- ・介護を要する原因としては、軽度では関節疾患、中重度では認知症・脳血管疾患が多い。

3 健康寿命延伸の取組み

(1) はまだ健康プロジェクト 10か年事業計画（令和元～10年度）

- ① 市民の健康づくりの機運づくり（はまチャレ、運動の普及、まちづくりとの協働、県や関係団体との協働）
- ② 調査研究事業・大学との協働（健活応援事業所や地域の栄養調査、健診結果分析、歩数・運動の分析）
- ③ 健康なまちづくりのための基盤整備（地域・職域・健康ボランティア組織との連携～研修会、調査報告会）

(2) 県との連携事業

① しまね健康寿命延伸プロジェクト事業（令和 2 年度～令和 6 年度）

令和 2 年度 モデル地区設定（みはし地域ネットワーク）

地区への事業説明

令和 3 年度 健康実態調査（生活習慣・食事調査・尿中塩分測定）

令和 4 年度 調査結果をふまえた取組み

令和 5 年度 健康実態調査（取組の変化確認）

令和 6 年度 活動のまとめ

② 浜田圏域健康長寿しまね推進会議活動

浜田保健所と浜田市・江津市の行政を含め 40 団体の協働により、関係者が一体となって住民の健康意識を高揚し自主的な健康づくりを進めることを目的に 4 部会を設置し活動している。

- ・禁煙推進部会
- ・歯と食の部会
- ・運動・健康づくり部会
- ・心の健康づくり部会

4 食生活改善推進員養成講座について

- ・第 3 次健康増進計画において、新規会員を増やすことを目標として掲げ、2 年に 1 回養成講座を開催。
- ・養成者講座修了者 H21 年度 48 人、H22 年度 25 人、H24 年度 30 人、H26 年度 35 人、H28 年度 21 人、H30 年度 23 人、令和 3 年度 8 人
- ・養成講座には 20 時間（約 6 日）という規定があり、各地域で人数を集めるのが困難、受講者や講師（医師、管理栄養士、保健師、運動指導者等）の移動時間がかかるということから、浜田地域 1 会場で実施してきた経過がある。
- ・養成講座については「ポイント制」も可能となったため、どの地域からも参加しやすいリモートによる参加などを検討中。

5 子どもの食育の取組みについて

(1) 食育推進ネットワーク会議の開催（年 5 回程度）

(2) 「元気な浜田は朝ご飯から」の取組み

(3) 離乳食講座、幼児食講座、育児相談での栄養相談・栄養指導

(4) 乳幼健康診査（乳児、1 歳 6 か月児、3 歳児）における栄養相談・栄養指導

(5) 子どもの生活習慣づくり応援事業（放課後児童クラブ等への出前講座）

(6) 生活習慣・食生活アンケート調査（年中児）

(7) 離乳食動画を Facebook「浜田市健康情報」に掲載

(8) クックパッド浜田市公式キッチン「びいびくん食堂」にレシピ掲載

介護予防・日常生活支援総合事業について

1 介護予防事業計画について

- ・介護予防に関する市としての方針は「浜田市高齢者福祉計画」を策定し、記載
- ・浜田市・江津市による浜田広域としての方針は、浜田地区広域行政組合が「浜田地区広域行政組合介護保険事業計画」を策定

2 介護予防日常生活支援総合事業

- ・浜田市の取組状況

	サービス A (緩和した基準によるサービス)	サービス B (住民主体による支援)	サービス C (短期集中予防サービス)	サービス D (移動支援)
通所型	5 か所	0 か所	0 か所	—
訪問型	7 か所	0 か所	0 か所	0 か所
サービス提供者	指定事業者	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)	ボランティア主体
予算	介護給付費 (広域予算)	地域支援事業費 (広域委託料による市予算)	地域支援事業費 (広域委託料による市予算)	地域支援事業費 (広域委託料による市予算)

住民主体による B 及び D については、これまで浜田市においても実施できる可能性がある団体と協議を行った経緯はありますが、対象者が要支援 1、2 または事業対象者に限られることなど課題もあるため事業開始に至っておりません。

短期集中支援による C については、過去に委託事業としてラ・ペアーレ浜田において事業開始を行いましたが、利用者が少ないことなどから事業撤退しており、現在新規参入を予定している事業所はありません。

3 県内他市との比較

・県内 8 市における取組状況

サービス 種別 市名	サービス A (緩和した基準によるサービス)		サービス B (住民主体による支援)		サービス C (短期集中予防サービス)		サービス D (移動支援)	
	訪問	通所	訪問	通所	訪問	通所	訪問	通所
サービス内容	生活援助等	ミニデイ、運動・レクリエーション等	住民主体の自主活動による生活援助等	体操、運動等、自主的な通いの場	保健師等による居宅での相談指導等	運動機能向上や栄養改善等のプログラム	移送後の生活支援	—
安来市			○				○	—
松江市	○	○	○	○	○	○		—
出雲市		○			○	○		—
雲南市	○	○						—
大田市	○							—
江津市	○	○				○		—
浜田市	○	○						—
益田市	○	○		○		○	○	—

4 浜田市 独自事業

・浜田市介護予防教室開設準備経費支援補助金

概要：専門職を配置し、週 1 回以上、各回 2 時間以上実施する無料の介護予防教室について、開設費上限 100 万円の補助を行う。

教室数	利用者	補助率	令和 3 年度予算額
4 箇所	だれでも利用可能	3/4	2,000 千円

令和2年度 地域支援事業の実施状況(浜田市・江津市)

【介護予防・日常生活支援総合事業】

介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)

番号	事業名	事業内容	浜田市	江津市
1	介護予防ケアマネジメント	総合事業(訪問介護・通所介護)を利用される方のケアプラン作成。	○	○

通所型サービス事業(第1号通所事業)

2	通所型サービスC (指定事業者以外)	要支援認定者又は事業対象者が介護予防ケアマネジメントにより、理学療法士等が運動や身体機能訓練を行う。		○
---	-----------------------	--	--	---

一般介護予防事業

番号	事業名	事業内容	浜田市	江津市
3	介護予防把握事業	支援の必要な高齢者を把握し、介護予防につなげる。	○	○
4	介護予防普及啓発事業	介護予防に資する基本的な知識普及等の啓発を図る。	○	○
5	地域介護予防活動支援事業	介護予防に資するボランティア等の人材及び地域活動組織の育成並びに支援を行う。	○	○
6	地域リハビリテーション活動支援事業	リハビリテーションに関する専門的知見を有する者が、地域包括支援センターと連携しながら介護予防の取組を総合的に支援する。	○	○

包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)

番号	事業名	事業内容	浜田市	江津市
7	包括的支援事業	地域包括支援センターの運営 ①介護予防ケアマネジメント業務 ②総合相談支援業務 ③権利擁護業務 ④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	○	○

新包括的支援事業(社会保障充実分)

番号	事業名	事業内容	浜田市	江津市
8	在宅医療・介護連携推進事業	住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護の連携を推進する。	○	○
9	生活支援体制整備事業	高齢者の日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行く。	○	○

10	認知症初期集中支援推進事業	認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、支援する体制を構築する。	○	○
11	認知症地域支援・ケア向上事業	認知症の人が安心して暮らすために必要な医療、介護及び生活支援を行うサービスの連携体制を構築する。 地域の実情に応じて、認知症ケアの向上を図るための取組を推進する。	○	○
12	地域ケア会議推進事業	多職種協働による個別事例検討から地域課題を把握し、地域のネットワーク構築やケアマネジメント支援を図る。	○	○

任意事業

番号	事業名	事業内容	浜田市	江津市
13	【家族介護支援事業】 家族介護教室事業	高齢者を介護している家族等の身体的、精神的負担の軽減を図り、要介護高齢者の在宅生活の継続及び、福祉の向上を図る。	○	○
14	【家族介護支援事業】 家族介護交流事業	高齢者を介護している家族等の身体的、精神的負担の軽減を図り、要介護高齢者の在宅生活の継続及び、福祉の向上を図る。	○	○
15	【家族介護支援事業】 家族介護用品支給事業	在宅で寝たきりの高齢者等を常時介護している者が介護用品（紙おむつ又は尿取りパット）を介護のために必要とする場合において、介護用品を支給する。	○	○
16	【家族介護支援事業】 家族介護慰労事業	要介護状態の高齢者を在宅で介護している家族に対し、家族介護慰労金を支給することにより、家族の介護負担の軽減を図る。	○	○
17	【その他事業】 成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の周知及び身寄りのない判断能力の低下した高齢者に市長による後見開始申立を行い、後見の報酬の支払いが困難な場合は助成を行う。	○	○
18	【その他事業】 福祉用具・住宅改修支援事業	居宅介護支援の提供を受けていない要介護（支援）者の住宅改修費支給に係る理由書を作成した居宅介護支援事業者へ経費を助成する。	○	○
19	【その他事業】 認知症サポーター養成講座事業	認知症に関する正しい知識を習得し、認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成する。	○	○
20	【その他事業】 配食サービス事業	自ら調理することが困難な高齢者等に昼食を宅配し、配食時に声かけや安否確認等の見守りを行う。	○	○
21	【その他事業】 緊急通報体制整備事業	市内居住する一人暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯に緊急通報装置を貸与し、急病や災害時の緊急時に適切な対応を図る。	○	○
22	【その他事業】 シルバーハウジング事業	公営住宅のシルバーハウジング入居者に対し、生活指導・相談・安否確認等日常生活に必要な支援を行う。	○	○

新型コロナウイルス感染症関連の状況について

1 新型コロナウイルス感染症患者の状況

浜田市では 8 月に 97 例の感染者が確認され、中国電力三隅発電所において、市内初となるクラスターも発生しました。感染力の強いデルタ株が広がっているものと見られます。なお、全国及び県内において、ワクチンを 2 回接種された方も少数ではありますが、感染が確認されております。感染が拡大しており、一層の感染対策をお願いします。

◇患者件数（月） (人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和2年度						2			4	4			10
令和3年度	7	13		2	97	20*							139

※令和3年9月6日公表分まで

2 新型コロナウイルス感染症電話相談の状況

令和2年4月に島根県内に患者が確認されたことから、県の要請により健康医療対策課・支所市民福祉課において電話相談を実施しています。また、令和3年3月からは、ワクチンに関する相談も県報告に計上することになりましたので、浜田市新型コロナウイルスワクチンコールセンターの相談も計上しています。

◇相談者数及び相談件数（年度） (件)

	相談者数(人)	症状等の健康相談	医療体制	予防・治療	ワクチン副反応	ワクチン一般	その他
令和2年度	273	49	21	10	0	19	178
令和3年度	3,835	28	8	9	12	3,346	441

◇相談者数及び相談件数（月）

令和3年度	相談者数(人)	症状等の健康相談	医療体制	予防・治療	ワクチン副反応	ワクチン一般	その他
4月～7月まで	3,189	13	6	4	12	2,755	406
8月	558	13	2	5	0	509	31
9月	88	2	0	0	0	82	4

令和3年度は9月3日現在

(注) 相談者の複数相談もあり、相談者数と相談内容の合計は一致しません。

3 浜田市外来検査センターの状況

島根県の委託を受けて、浜田市内の医療機関から紹介を受けた患者を対象に新型コロナウイルス感染症の検体検査を行っています。9月には、検体採取の内2件の陽性判定がありました。検体採取に係る運用マニュアルを遵守し安全な業務の遂行に努めます。(島根県と令和4年3月31日まで期間延長の契約予定)

◇検査件数（月） (件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和2年度									1	14	4	1	20
令和3年度	9	4	6	5	13	5(2)**							42(2)

※令和3年9月6日現在

() は陽性件数

新型コロナウイルスワクチンの接種状況について

1 接種状況について

(1) 対象者(12歳以上)の地域別接種実績(9月6日現在) ※VRSによる確認
 (単位:件)

区分	計	浜田	金城	旭	弥栄	三隅
券送付数※	47,398	34,938	3,682	2,376	1,108	5,294
1回目	31,118	22,454	2,597	1,600	815	3,652
	65.7%	64.3%	70.5%	67.3%	73.6%	69.0%
2回目	26,524	18,928	2,304	1,422	711	3,159
	56.0%	54.2%	62.6%	59.8%	64.2%	59.7%

(2) 対象者(12歳以上)の年代別接種実績(9月6日現在) ※VRSによる確認
 (単位:件)

区分	計	40歳未満	40歳代	50歳代	60歳～64歳	65歳以上
券送付数※	47,398	11,684	6,215	6,056	3,454	19,989
1回目	31,118	2,551	1,935	4,885	3,091	18,656
	65.7%	21.8%	31.1%	80.7%	89.5%	93.3%
2回目	26,524	2,175	1,579	1,765	2,649	18,356
	56.0%	18.6%	25.4%	29.1%	76.7%	91.8%

※ 「券送付数」は、接種券を発行した総数から、接種を2回受けていない死亡者及び転出者を除いた数

(3) 集団接種における接種実績・予定

ア 8月～9月実施分

- ① 実施日 1回目 8/28(土)、8/29(日)、9/4(土)、9/5(日)
 2回目 9/18(土)、9/19(日)、9/25(土)、9/26(日)

② 接種実績等

確保枠	予約数	区分	接種件数	備考
1,500	1,296	1回目	1,296	一般接種 1,180 県大生等 53 高校等教員 63
		2回目	-	※接種件数は、9月5日時点

イ 10～11月実施分

- ① 実施日 1回目 10/9(土)、10/10(日)、10/16(土)、10/17(日)
 2回目 10/30(土)、10/31(日)、11/6(土)、11/7(日)

② 予約確保枠 1,500人分

金城地域断水防止対策について

令和3年8月10日の福祉環境委員会報告後の取り組み状況を下記のとおり報告します。

記

1 実態調査の集計結果と金城地区断水原因調査業務委託の報告内容について

配水池系	今福中央配水池系	下ノ原配水池系
断水原因	<ul style="list-style-type: none">後野地域凍結漏水今福中央配水池夜間連続配水70戸の宅内漏水(推定漏水量 23 m³/時)	<ul style="list-style-type: none">下ノ原配水池の流入能力不足広範囲な配水系統(異常流量の把握困難)75戸の宅内漏水(推定漏水量 41 m³/時)
今後の対策	<ul style="list-style-type: none">今福中央配水池の貯留量増加…現在施工中今福中央配水池系夜間流量把握調査黒川水源系送水能力の検討	<ul style="list-style-type: none">上来原～下ノ原配水池間のバルブ調整下ノ原配水池系流量把握調査波佐浄水場送水能力の増強(検討事項)

別紙 1

「金城地区断水原因調査業務委託による断水原因の考察と対策について」参照

2 金城地区断水原因調査業務委託の報告を受けた対応

(1) 今福中央配水池系

①今福中央配水池の貯留量増加

現在、増設タンク(容量 500m³)を施工しており、令和3年12月下旬に完成予定。この増設タンクが稼働すれば寒波時に漏水が発生した場合でも漏水箇所の止水作業に必要な時間を確保することが可能となる。

②今福中央配水池系夜間流量把握調査

深夜帯でも一定の配水流量が出ているため、本管漏水や利用先等の調査を令和3年度中に行う。

③金城地域全般の送水能力の検討

黒川水源系からの送水能力については、黒川水源地から今福中央配水池間の送水施設の拡張等が用地的制約等で非常に困難であるため、金城地域全般の効率的な送水方法の検討を令和4年度に行う。

(2) 下ノ原配水池系

① 上来原～下ノ原配水池間のバルブ調整

令和3年6月にバルブ調整を行い下ノ原配水池への流入量不足は解消済み。

② 下ノ原配水池系流量把握調査

下ノ原配水池系は配水範囲が広大で異常流量の早期把握が困難な状況となっている。今後の水運用の判断材料とするため令和3年度から4年度にかけて流量把握調査を行う。

③ 波佐浄水場送水能力の増強(検討事項)

今後の送水能力の増強を検討する上でも現時点での波佐第3・4水源地の限界揚水量を把握する必要がある。このため、令和3年度に波佐第3・4水源地の揚水量調査を行う。

3 今福中央配水池タンク増設工事の進捗状況

8月24日(火) タンク基礎工事完了

9月1日(水) タンク本体設置工事着手

4 止水栓台帳の整備の進捗状況

止水栓台帳作成業務委託中(令和3年6月1日～令和3年9月30日)

5 体制および情報提供、住民説明

(1) 体制および情報提供の検討状況について

班別マニュアル作成中

(2) 住民説明会開催について

① 開催予定

9月29日(水)～10月6日(水)

② 説明会内容

- ・実態調査の報告
- ・コンサルタントの報告内容について
- ・凍結災害発生時の対応について
- ・凍結防止対策、止水栓・量水器、給湯機器の取り扱い方法

6 全体スケジュール（令和3年度）

今回追加項目

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
施設増強 (今福地区)		調査・計画		今福地区 タンク増設工事								供用		
夜間流量把握 (今福地区)								夜間流量把握調査						
バルブ調整 (雲城地区)		調査・計画		雲城地区 減圧弁等・調整・追加対策										
配水流量把握 (雲城地区)											流量把握調査			
送水能力調査 (井戸調査)								送水能力、井戸揚水量調査						
実態把握		調査		コンサルタント業務										
止水栓台帳		計画		調査・作成										

金城地区断水原因調査業務委託による断水原因の考察と対策について
(コンサルタント報告書より)

1 断水原因の考察

配水池系 項目	今福中央配水池系	下ノ原配水池系
断水原因	<ul style="list-style-type: none"> ● 後野地域凍結漏水 ● 今福中央配水池夜間連続配水 ● 70戸の宅内漏水(推定漏水量 23 m³/時) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 下ノ原配水池の流入能力不足 ● 広範囲な配水系統(異常流量の把握困難) ● 75戸の宅内漏水(推定漏水量 41 m³/時)
今後の対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 今福中央配水池の貯留量増加…現在施工中 ● 今福中央配水池系夜間流量把握調査 ● 黒川水源系送水能力の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ● 上来原～下ノ原配水池間のバルブ調整 ● 下ノ原配水池系流量把握調査 ● 波佐浄水場送水能力の増強(検討事項)

2 現況把握

凍結被害状況実態調査の集計結果 (6月10日までの集計結果)

配水池系 項目	今福中央 配水池系	上来原 配水池系※1	下ノ原 配水池系	二子山 配水池系	長田 配水池系	合計
給水家屋数	561戸	113戸	729戸	87戸	202戸	1692戸
実態調査回答数	399戸(71%)	75戸(66%)	492戸(67%)	75戸(86%)	149戸(74%)	1190戸(70%)
凍結防止流水家屋数	237戸(59%)	51戸(68%)	213戸(43%)	42戸(56%)	82戸(55%)	625戸(53%)
凍結家屋数	141戸(35%)	23戸(31%)	174戸(35%)	24戸(32%)	34戸(23%)	396戸(33%)
漏水家屋数	70戸(18%)	11戸(15%)	75戸(15%)	12戸(16%)	21戸(14%)	189戸(16%)
断水家屋数	161戸(40%)	0戸	155戸(32%)	0戸	0戸	316戸(35%)

※1 上来原配水池系該当数は、下ノ原配水池系の給水家屋を除いた家屋数を示す。

3 水使用状況確認

配水池系 項目	今福中央配水池系	上来原配水池系 (下ノ原配水池系含む)	下ノ原配水池系
最大配水流量 (記録日時)	55 m ³ /時 (R3年1月10日18時頃)	60 m ³ /時 (R3年1月10日18時頃)	65 m ³ /時 (R3年1月10日19時頃)
【参考】 前年度同日配水流量	35 m ³ /時 (R2年1月10日18時頃)	47 m ³ /時 (R2年1月10日18時頃)	44 m ³ /時 (R2年1月10日19時頃)
深夜配水流量	36 m ³ /時 (R3年1月11日2時頃)	58 m ³ /時 (R3年1月11日4時頃)	45 m ³ /時 (R3年1月11日3時頃)
【参考】 前年度同日深夜配水流量	13 m ³ /時 (R2年1月11日2時頃)	8 m ³ /時 (R2年1月11日4時頃)	4 m ³ /時 (R2年1月11日3時頃)
前年度比較増加流量	23 m ³ /時	50 m ³ /時	41 m ³ /時

4 凍結防止流水量の算出

項目	配水池系		
	今福中央配水池系	上来原配水池系※1	下ノ原配水池系
凍結防止流水家屋数	237 戸	51 戸	213 戸
1 戸当たり凍結防止流水量 ※2	0.1 ℓ / 分	0.1 ℓ / 分	0.1 ℓ / 分
実態調査回答率	71%	66%	67%
凍結防止流水量 (ℓ / 分)	33 ℓ / 分	8 ℓ / 分	32 ℓ / 分
凍結防止流水量 (m ³ / 時)	2.0 m ³ / 時	0.5 m ³ / 時	1.9 m ³ / 時
<p>給水制限を行った下ノ原配水池と今福中央配水池の流入量、配水池水位と凍結防止流水量を検証すると、最低気温を観測した 2021 年 1 月 7 日の午前にどちらの配水池も一旦満水になっている。よって、凍結防止流水量が断水につながった異常流量との関連性はほぼないと考える。</p>			

※1 上来原配水池系該当数は、下ノ原配水池系の給水家屋を除いた家屋数を示す。

※2 冬季に防凍対策で凍結防止流水を行っている市民の方に協力いただき算出した値。

5 漏水量の算出(宅内漏水量の算出)

項目	配水池系		
	今福中央配水池系	上来原配水池系 (下ノ原配水池系含む)	下ノ原配水池系
漏水家屋数	70 戸	86 戸	75 戸
1 戸当たり漏水量 ※3	0.4 m ³ / 時	0.4 m ³ / 時	0.4 m ³ / 時
実態調査回答率	71%	67%	67%
宅内漏水量	39.4 m ³ / 時	51.3 m ³ / 時	44.8 m ³ / 時
前年度比較増加流量	23 m ³ / 時	50 m ³ / 時	41 m ³ / 時
<p>一戸当たり推定漏水量 0.4 m³ / 時を用いて漏水量を算出すると、今福中央配水池系では 16.4 m³ / 時の誤差があるが上来原配水池系、下ノ原配水池系の漏水量は、計測値検証漏水量と大きな差はない。よって、1 戸あたり漏水量 0.4 m³ / 時は妥当と考える。</p>			

※3 ベルヌーイの定理に流量の変換式を代入して流速を求める式を用いて算出した値。

6 下ノ原配水池流入量検証

下ノ原配水池の最大流入量は、上来原配水池からの最大流下能力の範囲で既設管路にて負圧が発生しない流量となる。そこで上来原配水池から下ノ原配水池までの配水本管について水理解析を実施した。なお、この際に下ノ原配水池までに設置されている各減圧弁の設定値は、現状のままとして解析した。

結果、理論上の下ノ原配水池最大流入量は 130 m³ / 時となる。

基幹管路の更新及び耐震化の状況について

令和元年度から着手している、上水道基幹管路の更新及び耐震化の状況を下記のとおり報告します。

記

1 管路の状況（令和3年3月31日現在）

区分	管路延長（m）	基幹管路延長（m）
導水管（取水施設～浄水施設）	4,428	4,428
送水管（浄水施設～配水施設）	112,946	112,946
配水管（配水施設～給水施設）	1,046,113	
（内配水本管）	（123,557）	123,557
（内配水支管）	（922,556）	
合計	1,163,487	240,931

2 基幹管路の耐震化の状況（令和3年3月31日現在）

耐震管の延長 38,710m（内令和2年度施工延長 3,097m）

耐震管の割合 16.1%（内令和2年度増加割合 1.3%）

参考：耐震適合性がある管の割合 49.1%（内令和2年度増加割合 1.1%）

3 交付金事業の状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度 （予定）	3か年合計 （予定）
更新延長	1,426m	2,554m	2,445m	6,425m
更新計画に対する進捗率	2.19%	3.93%	3.76%	9.89%

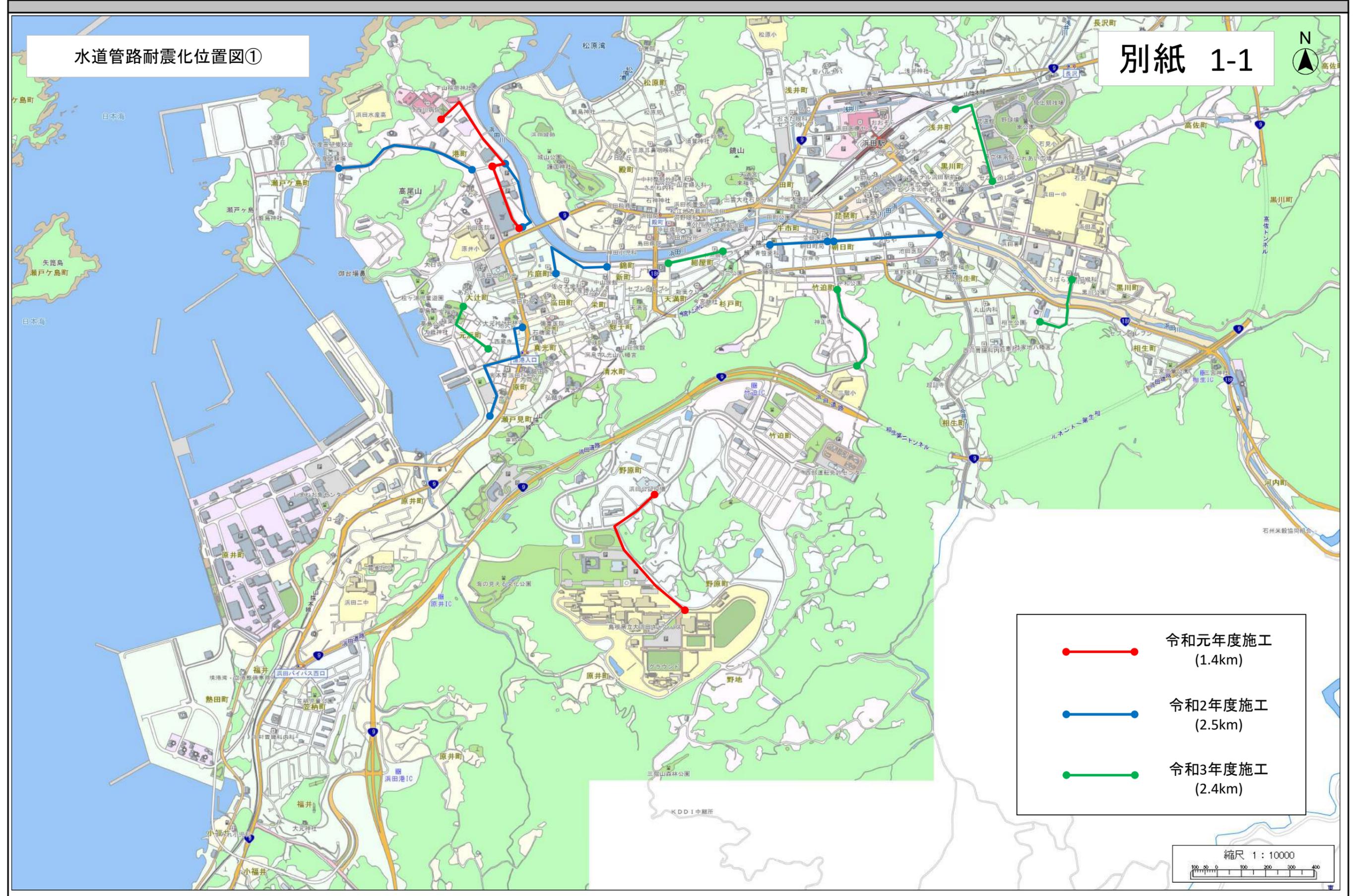
※更新延長は、年度内完成延長

※更新計画に対する進捗率は、更新計画延長（64,900m）に対する割合

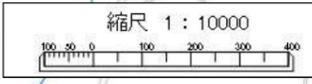
4 施工位置図 別紙1のとおり

水道管路耐震化位置図①

別紙 1-1

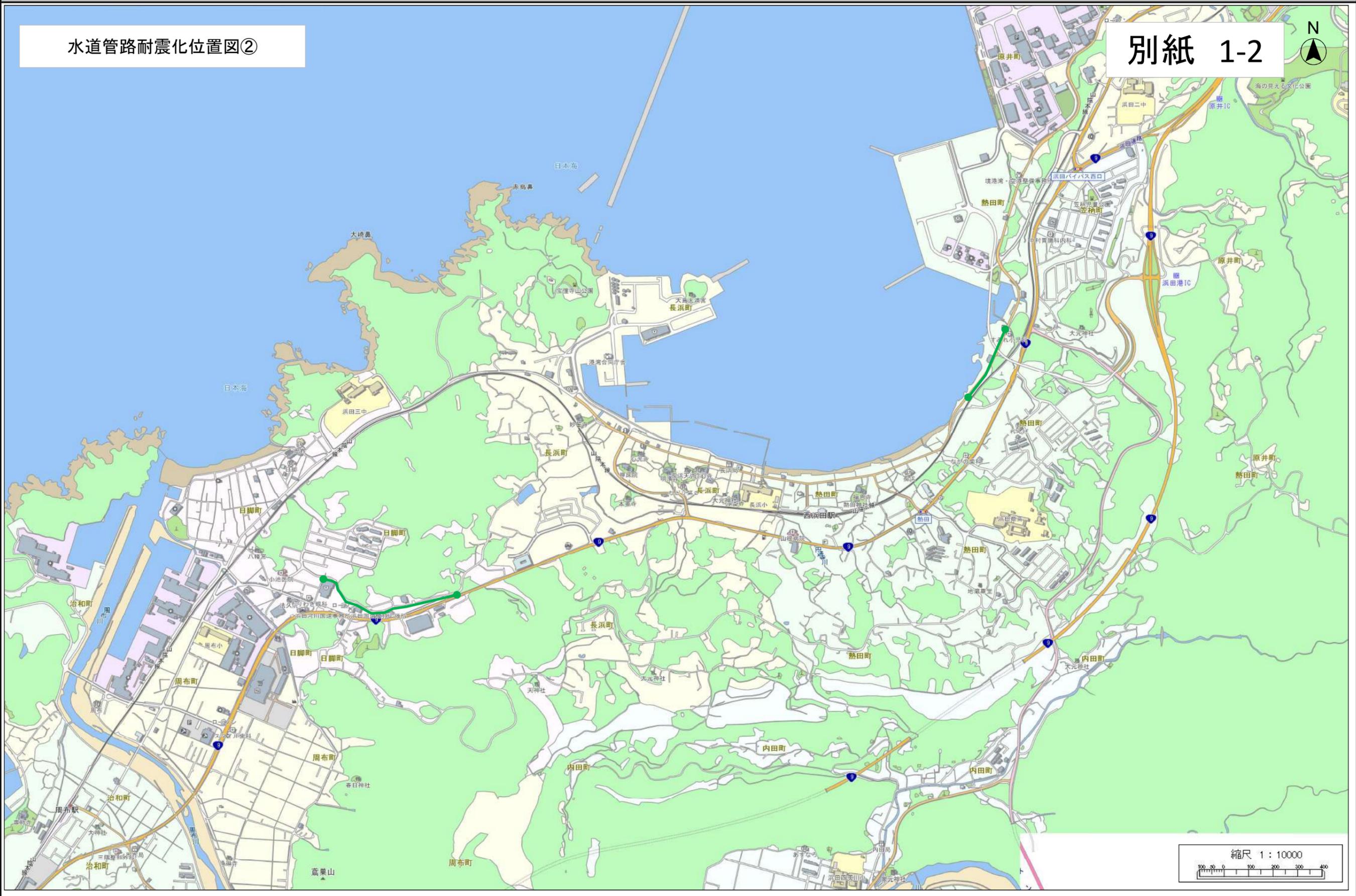


	令和元年度施工 (1.4km)
	令和2年度施工 (2.5km)
	令和3年度施工 (2.4km)



水道管路耐震化位置図②

別紙 1-2



台風9号および8月大雨による上水道施設の被害状況について

8月9日（月）から14日（土）までの間の台風9号及び大雨の影響により、市内各所において水道施設に被害がありましたので下記のとおり報告します。

記

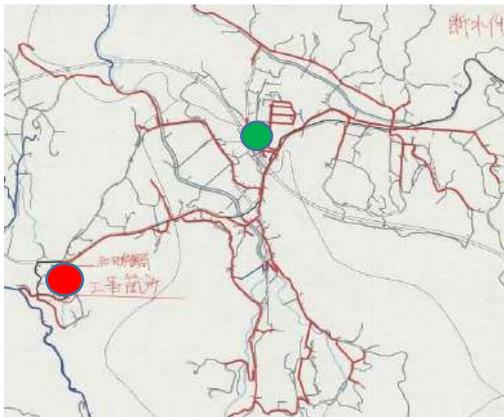
1 旭町和田地内（配水管 鋼管 口径100mm 1977年設置）

8月10日（火） 6:00 配水流量の異常を確認、現地調査開始
市道での漏水を確認

23:00 漏水修繕工事開始

8月11日（水） 4:30 通水開始

作業前状況（和田地内）



● 漏水箇所 ● 重富バス停

2 周布町地内（配水管 鋼管 φ150mm 1984年設置）

8月14日（土） 15:00 維持管理課より周布橋の異状の連絡を受け、現地確認
16:30 監視開始（24時間体制）

8月18日（水）～20日（金） 仮設配水管設置工事

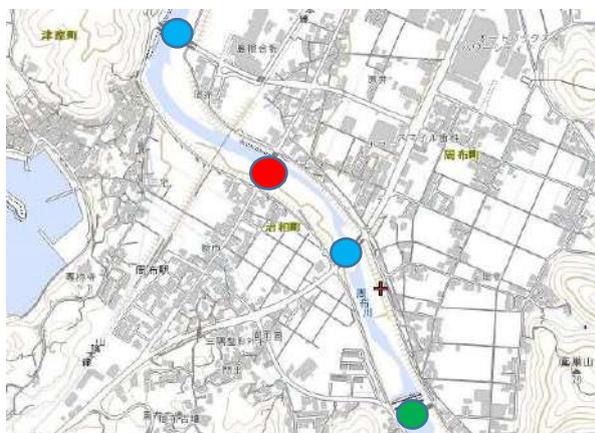
8月20日（金） 23:20 配水管切り替え作業完了

※今後の対応

周布橋の本格的な復旧には時間を要するものと判断しています。

仮設配水管を設置はしたものの、橋の架け替え工事などの時には撤去することになります。そのため、周布橋に変わる配水ルート of 検討に着手しており、道路管理者や河川管理者などの関係機関協議が整った場合は、早急に代替配水ルートの測量設計業務に着手する予定です。（令和3年度既定予算対応）

周布橋付近の状況



● 周布橋 ● 久光橋 ● その他の橋

仮設完了状況



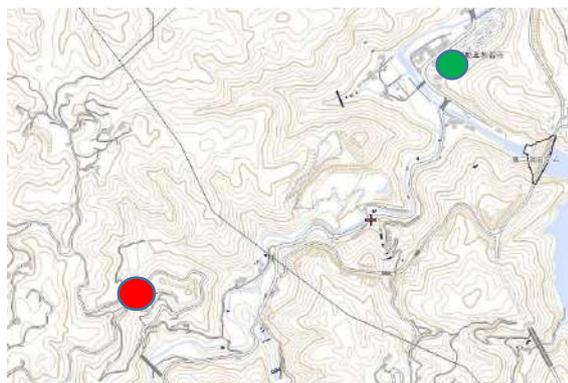
3 三階町地内（配水管 ダクタイトル鉄管 φ100 mm 2003年設置）

8月15日（日）維持管理課より道路陥没連絡あり 現地確認

8月17日（火） 3:00 配水量増加を確認 現地調査開始

5:30 漏水箇所確認、漏水修繕工事開始

9:40 断水解消



● 漏水箇所 ● 浜田自動車学校

現地の状況



台風9号による下水道施設の被害状況について

1 下水道施設の被害状況

8月9日（月）7:40頃から発生した長時間の停電により三隅、弥栄地域の施設において緊急対応を行いました。

(1) 弥栄地域の状況

杵束地区農業集落排水の処理場、中継ポンプ場において約4時間の停電が発生したため、バキューム車により汚水の移送作業を行いました。

(2) 三隅地域の状況

三保三隅公共下水道の中継ポンプ場において最長10時間の停電が発生したため、バキューム車により汚水の移送作業を行いました。

2 汚水の流出について

三保三隅公共下水道において、停電により中継ポンプ場が長時間停止したため、汚水を送水することができず、付近の水路、畑へ汚水が流出しました。

3 被害箇所への対応状況

(1) 汚水流出箇所への対応

流出箇所（畑）の所有者へ状況説明と対応の協議を行い、流出箇所の土砂を置き換えることとしました。（8月18日作業完了しました。）

(2) 下水道施設の停電対策

長時間の停電発生時に早期に運転が再開できるよう、発電機手配など緊急時の体制作りを進めています。



浜田市人口状況(5月末現在)

令和3年9月10日
福祉環境委員会資料
市民生活部 総合窓口課

1.人口の状況

	日本人			外国人			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
5月末	24,791	26,653	51,444	181	456	637	24,972	27,109	52,081
4月末	24,812	26,684	51,496	181	462	643	24,993	27,146	52,139
増減	△ 21	△ 31	△ 52	0	△ 6	△ 6	△ 21	△ 37	△ 58

※前月末の数値は遡及した届出等により既に報告した数値と一致しない場合があります

2.世帯数の状況

	5月末	4月末	増減
日本人	25,495	25,505	△ 10
複数国籍	130	131	△ 1
外国人	444	449	△ 5
合計	26,069	26,085	△ 16

3.地域別人口・世帯数(外国人を含む)

	人口			世帯数		
	5月末	4月末	増減	5月末	4月末	増減
浜田	38,503	38,540	△ 37	19,371	19,375	△ 4
金城	4,036	4,037	△ 1	1,886	1,886	0
旭	2,631	2,638	△ 7	1,336	1,341	△ 5
弥栄	1,181	1,187	△ 6	654	656	△ 2
三隅	5,730	5,737	△ 7	2,822	2,827	△ 5

4.異動事由別増減(5月1日～31日)

増	転入	資格取得	転出取消等	出生	計
	78		3	27	108

減	転出	出国通知	職権消除等	死亡	計
	72	6	2	86	166

5.異動事由別月別件数

	異動事由	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	5月まで 累計	前年差	合計
		令和3 年度	転入等	386	81											467
転出等	373		80											453	60	453
①社会増減	13		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	△ 162	14
出生	33		27											60	10	60
死亡	52		86											138	△ 4	138
②自然増減	△ 19		△ 59	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 78	14	△ 78
	①+②	△ 6	△ 58	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 64	△ 148	△ 64	
令和2 年度	転入等	504	65	66	117	99	74	83	89	78	76	73	451	569	△ 32	1,775
	転出等	317	76	108	84	90	104	84	78	81	93	115	715	393	△ 14	1,945
	①社会増減	187	△ 11	△ 42	33	9	△ 30	△ 1	11	△ 3	△ 17	△ 42	△ 264	176	△ 18	△ 170
	出生	22	28	25	31	30	26	24	22	20	25	21	22	50	△ 6	296
	死亡	77	65	47	61	70	84	64	73	69	85	60	60	142	3	815
	②自然増減	△ 55	△ 37	△ 22	△ 30	△ 40	△ 58	△ 40	△ 51	△ 49	△ 60	△ 39	△ 38	△ 92	△ 9	△ 519
	①+②	132	△ 48	△ 64	3	△ 31	△ 88	△ 41	△ 40	△ 52	△ 77	△ 81	△ 302	84	△ 27	△ 689
令和元 年度	転入等	491	110	84	128	95	80	97	69	61	84	95	405	601		1,799
	転出等	317	90	109	128	110	121	80	83	125	111	155	666	407		2,095
	①社会増減	174	20	△ 25	0	△ 15	△ 41	17	△ 14	△ 64	△ 27	△ 60	△ 261	194		△ 296
	出生	28	28	23	32	41	34	25	23	25	31	19	33	56		342
	死亡	72	67	55	75	77	80	91	75	98	85	66	80	139		921
	②自然増減	△ 44	△ 39	△ 32	△ 43	△ 36	△ 46	△ 66	△ 52	△ 73	△ 54	△ 47	△ 47	△ 83		△ 579
	①+②	130	△ 19	△ 57	△ 43	△ 51	△ 87	△ 49	△ 66	△ 137	△ 81	△ 107	△ 308	111		△ 875

※平成24年7月9日以降は、外国人の届出を含み、転入等に資格取得・転出取消等、転出等に出国通知・職権消除等を合算

浜田市人口状況(6月末現在)

令和3年9月10日
福祉環境委員会資料
市民生活部 総合窓口課

1.人口の状況

	日本人			外国人			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
6月末	24,784	26,620	51,404	182	450	632	24,966	27,070	52,036
5月末	24,791	26,653	51,444	181	456	637	24,972	27,109	52,081
増減	△ 7	△ 33	△ 40	1	△ 6	△ 5	△ 6	△ 39	△ 45

※前月末の数値は遡及した届出等により既に報告した数値と一致しない場合があります

2.世帯数の状況

	6月末	5月末	増減
日本人	25,472	25,495	△ 23
複数国籍	127	130	△ 3
外国人	439	444	△ 5
合計	26,038	26,069	△ 31

3.地域別人口・世帯数(外国人を含む)

	人口			世帯数		
	6月末	5月末	増減	6月末	5月末	増減
浜田	38,479	38,503	△ 24	19,352	19,371	△ 19
金城	4,025	4,036	△ 11	1,880	1,886	△ 6
旭	2,623	2,631	△ 8	1,329	1,336	△ 7
弥栄	1,177	1,181	△ 4	653	654	△ 1
三隅	5,732	5,730	2	2,824	2,822	2

4.異動事由別増減(6月1日～30日)

増	転入	資格取得	転出取消等	出生	計
	82		1	25	108

減	転出	出国通知	職権消除等	死亡	計
	80	3		70	153

5.異動事由別月別件数

	異動事由	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	6月まで 累計	前年差	合計
		令和3年度	転入等	386	81	83										550
	転出等	373	80	83										536	35	536
	①社会増減	13	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	△ 120	14
	出生	33	27	25										85	10	85
	死亡	52	86	70										208	19	208
	②自然増減	△ 19	△ 59	△ 45	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 123	△ 9	△ 123
	①+②	△ 6	△ 58	△ 45	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 109	△ 129	△ 109
令和2年度	転入等	504	65	66	117	99	74	83	89	78	76	73	451	635	△ 50	1,775
	転出等	317	76	108	84	90	104	84	78	81	93	115	715	501	△ 15	1,945
	①社会増減	187	△ 11	△ 42	33	9	△ 30	△ 1	11	△ 3	△ 17	△ 42	△ 264	134	△ 35	△ 170
	出生	22	28	25	31	30	26	24	22	20	25	21	22	75	△ 4	296
	死亡	77	65	47	61	70	84	64	73	69	85	60	60	189	△ 5	815
	②自然増減	△ 55	△ 37	△ 22	△ 30	△ 40	△ 58	△ 40	△ 51	△ 49	△ 60	△ 39	△ 38	△ 114	1	△ 519
	①+②	132	△ 48	△ 64	3	△ 31	△ 88	△ 41	△ 40	△ 52	△ 77	△ 81	△ 302	20	△ 34	△ 689
令和元年度	転入等	491	110	84	128	95	80	97	69	61	84	95	405	685		1,799
	転出等	317	90	109	128	110	121	80	83	125	111	155	666	516		2,095
	①社会増減	174	20	△ 25	0	△ 15	△ 41	17	△ 14	△ 64	△ 27	△ 60	△ 261	169		△ 296
	出生	28	28	23	32	41	34	25	23	25	31	19	33	79		342
	死亡	72	67	55	75	77	80	91	75	98	85	66	80	194		921
	②自然増減	△ 44	△ 39	△ 32	△ 43	△ 36	△ 46	△ 66	△ 52	△ 73	△ 54	△ 47	△ 47	△ 115		△ 579
	①+②	130	△ 19	△ 57	△ 43	△ 51	△ 87	△ 49	△ 66	△ 137	△ 81	△ 107	△ 308	54		△ 875

※平成24年7月9日以降は、外国人の届出を含み、転入等に資格取得・転出取消等、転出等に出国通知・職権消除等を合算

浜田市人口状況(7月末現在)

令和3年9月10日
福祉環境委員会資料
市民生活部 総合窓口課

1.人口の状況

	日本人			外国人			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
7月末	24,781	26,579	51,360	180	442	622	24,961	27,021	51,982
6月末	24,784	26,620	51,404	182	450	632	24,966	27,070	52,036
増減	△ 3	△ 41	△ 44	△ 2	△ 8	△ 10	△ 5	△ 49	△ 54

※前月末の数値は遡及した届出等により既に報告した数値と一致しない場合があります

2.世帯数の状況

	7月末	6月末	増減
日本人	25,458	25,472	△ 14
複数国籍	128	127	1
外国人	428	439	△ 11
合計	26,014	26,038	△ 24

3.地域別人口・世帯数(外国人を含む)

	人口			世帯数		
	7月末	6月末	増減	7月末	6月末	増減
浜田	38,427	38,479	△ 52	19,332	19,352	△ 20
金城	4,019	4,025	△ 6	1,878	1,880	△ 2
旭	2,618	2,623	△ 5	1,323	1,329	△ 6
弥栄	1,177	1,177	0	652	653	△ 1
三隅	5,741	5,732	9	2,829	2,824	5

4.異動事由別増減(7月1日～31日)

増	転入	資格取得	転出取消等	出生	計
	78			31	109

減	転出	出国通知	職権消除等	死亡	計
	90	6		67	163

5.異動事由別月別件数

	異動事由	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	7月まで 累計	前年差	合計
		令和3年度	転入等	386	81	83	78									628
	転出等	373	80	83	96									632	47	632
	①社会増減	13	1	0	△ 18	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 4	△ 171	△ 4
	出生	33	27	25	31									116	10	116
	死亡	52	86	70	67									275	25	275
	②自然増減	△ 19	△ 59	△ 45	△ 36	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 159	△ 15	△ 159
	①+②	△ 6	△ 58	△ 45	△ 54	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 163	△ 186	△ 163
令和2年度	転入等	504	65	66	117	99	74	83	89	78	76	73	451	752	△ 61	1,775
	転出等	317	76	108	84	90	104	84	78	81	93	115	715	585	△ 59	1,945
	①社会増減	187	△ 11	△ 42	33	9	△ 30	△ 1	11	△ 3	△ 17	△ 42	△ 264	167	△ 2	△ 170
	出生	22	28	25	31	30	26	24	22	20	25	21	22	106	△ 5	296
	死亡	77	65	47	61	70	84	64	73	69	85	60	60	250	△ 19	815
	②自然増減	△ 55	△ 37	△ 22	△ 30	△ 40	△ 58	△ 40	△ 51	△ 49	△ 60	△ 39	△ 38	△ 144	14	△ 519
	①+②	132	△ 48	△ 64	3	△ 31	△ 88	△ 41	△ 40	△ 52	△ 77	△ 81	△ 302	23	12	△ 689
令和元年度	転入等	491	110	84	128	95	80	97	69	61	84	95	405	813		1,799
	転出等	317	90	109	128	110	121	80	83	125	111	155	666	644		2,095
	①社会増減	174	20	△ 25	0	△ 15	△ 41	17	△ 14	△ 64	△ 27	△ 60	△ 261	169		△ 296
	出生	28	28	23	32	41	34	25	23	25	31	19	33	111		342
	死亡	72	67	55	75	77	80	91	75	98	85	66	80	269		921
	②自然増減	△ 44	△ 39	△ 32	△ 43	△ 36	△ 46	△ 66	△ 52	△ 73	△ 54	△ 47	△ 47	△ 158		△ 579
	①+②	130	△ 19	△ 57	△ 43	△ 51	△ 87	△ 49	△ 66	△ 137	△ 81	△ 107	△ 308	11		△ 875

※平成24年7月9日以降は、外国人の届出を含み、転入等に資格取得・転出取消等、転出等に出国通知・職権消除等を合算